

## 法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月より法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客様につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人や団体（※）のお客様につきましては、変更ございません。

### 【対象となる預金】

普通預金・通知預金・納税準備預金・定期預金・定期積金

### 【税率】

期 間	税 率
平成 27 年 12 月 31 日まで	20.315% 国税 15.315% 地方税 5%
平成 28 年 1 月 1 日から	15.315% 国税 15.315%

上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課せられており、国税 15.315%を源泉徴収いたします。

### 【ご注意】

- 上記（※）について、お客様の個別の状況に応じて取扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。
- 今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。